

平成20年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成20年6月19日（木曜日）
午前10時25分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第44号 美唄市監査委員条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第45号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務・文教）
3 請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願（産業・厚生）
4 議案第46号 平成20年度美唄市一般会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
5 議案第47号 平成20年度美唄市老人保健会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
6 議案第48号 平成20年度美唄市介護保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
7 議案第49号 平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
第3 議案第50号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
第4 美唄市農業委員会委員推薦の件
第5 意見書案第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

- 第6 意見書案第6号 義務教育の無償と国庫負担制度の堅持等教育予算の確保・拡充を求める意見書
第7 意見書案第7号 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築と北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
第8 意見書案第8号 「米の消費動向等調査」再開を求める意見書
第9 意見書案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書
第10 意見書案第10号 地域医療の確保に関する意見書
第11 意見書案第11号 食料自給率向上に向けた農業政策の見直しを求める意見書
第12 意見書案第12号 郵政民営化の見直しを求める意見書

◎出席議員（15名）

議長	林 国夫 君
副議長	内馬場 克康 君
1 番	吉 岡 文子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
9 番	白 木 優 志 君
10 番	小 関 勝 教 君
11 番	土 井 敏 興 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君

15番 谷村孝一君

◎出席説明員

市長	桜井道夫君
副市長	佐藤昭雄君
総務部長	板東知文君
市民部長	岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川直紀君
商工交流部長	岡嶋博文君
農政部長	林信孝君
都市整備部長	山口隆慶君
市立美唄病院事務局長	奥山隆司君
消防長	佐藤賢治君
総務部総務課長	小橋一夫君
総務部総務課総務係長	村上孝徳君

教育委員会委員長	白戸仁康君
教育長	村上忠雄君
教育部長	安田昌彰君

選挙管理委員会委員長	熊野宗男君
事務局長	大道良裕君

農業委員会会長	佐藤博道君
農業委員会事務局長	山崎一広君

監査委員	川村英昭君
監査事務局長	嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井英昭君
次長	中平匡司君

午前10時25分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 米田良克議員

9番 白木優志議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第44号美唄市監査委員条例の一部改正の件ないし順序7、議案第49号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上7件を一括議題といたします。

本件についてそれぞれ委員長の報告を求めます。

これより議案第44号及び議案第45号の以上2件について、土井総務・文教委員長。

●総務・文教委員長土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第44号美唄市監査委員条例の一部改正の件及び議案第45号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月17日委員会を招集して審査いたしました。

はじめに、議案第44号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の審査事項に健全化判断比率や資金不足比率等が

加わり、監査委員の責務や果たす役割が更に強化された。

美唄市の財政の中であって、監査委員に寄せる市民の期待も大きいのではないか。

今後の監査委員の活動に大きく期待をするものである。との意見がありました。

次に、議案第45号については、質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第44号及び議案第45号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、請願第1号について、紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました、請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月10日及び17日の2日間、委員会を招集して審査いたしました。

始めに、6月10日については、請願についての審査の進め方について審議をし、請願者を参考人として招致し、意見を聴取し審査することに決定いたしました。

次に、6月17日については、美唄年金者組合の福田征機氏を参考人として

招致し、意見を聴取いたしました。

初めに、参考人に対し、請願理由の趣旨説明を求めました。趣旨説明の主なものを申し上げます。

1つ、後期高齢者医療制度は75歳以上を差別化し、自己責任で負担を強いている。75歳以上が終末期医療が問題になる年齢なら国全体で医療を保障していかなければならない。

2つ、高齢化による医療費の増大にはそれに対応した財源を充てていかなければならない。大企業・大資本化減税を止め、10年前の水準に戻すだけで7兆円の財源が生まれる。

3つ、この制度の問題点は、保険料の値上げと医療の切り捨てにある。保険料は2年ごとに改定され、団塊の世代が75歳以上になると、保険料は現在の2倍以上にもなる。また、年金から保険料を天引きするのは、財産権の不可侵や生存権に抵触する問題を引き起こす。

4つ、高齢者の保険料を値上げし、医療内容を切り捨てることで、医療費を抑制しようというのが、この制度のねらいとなっている。憲法が定める生存権や法の下での平等を踏みにじる高齢者いじめの後期高齢者医療制度は中止・撤廃しかない。

次に、参考人に対する質疑答弁について主なものを申し上げます。

最初に委員長から総括的に1項目について質疑を行いました。その主な内容については、市民の皆さんの声を肌で感じる活動をされていると思うが、日々の

活動を通じて、どのような受けとめ方をしているか、との質疑に対し、この制度に対して、後期高齢者の方の反応がすごい。署名活動でも結構な人が集まってくる。本当に大変なことなんだと思っている。この制度に大いなる懸念を持っている。全国的には500何ぼの自治体で意見書が上がっているということでもあり、地方としての声をきちっと上げて正すべきものは正していくという姿勢が大事だと思う。との答弁。次に、各委員からの質疑を行いました。その主な内容については、

1、美唄年金者組合の組織本体の構成人員は幾らか。との質疑に対し、道内では約4,000人で、1年に500人ぐらいに増やすことでやっている。美唄は現在90人、との答弁。

2、各自治体で500何ぼとのことだが、採択している自治体数を把握しているか、との質疑に対し、正確には押さえていない、との答弁。

3つ、6月13日付の毎日新聞には全道で45の市町村議会で廃止もしくは見直しについての意見書を提出していると報道されていた。政府の中で凍結とか抜本的見直しとか言われているが、改善や負担軽減ではなく、廃止・撤廃をしていかなければならないという強い気持ちをもう一度聞かせてほしい、との質疑に対し、政府は手直しとかしているが、制度の根幹は正していない。保険料の決め方の基本的な枠組み、医療費抑制の問題についても改めていないし、社会保障

費の抑制の考えを改めてはいない。基本的になっていないと思っている。との答弁。

4、美唄の年金者組合として中止・撤廃した場合、どういった制度が望ましいか、お金の問題について話し合いとかされているか、との質疑に対し、大ざっぱには話している。とりあえず75歳以上を別立てにしないで、全部同じように扱う、そして、国全体で医療費の問題を考えていくべきである。あわせて財源の問題は難しいが、社会的強者に対し切り込むべきとの考え方に立っている。との答弁。

5、ヨーロッパ諸国の社会保障負担率というのを調べているか、との質疑に対し、数字は出せないが、ヨーロッパの方が医療などに対する国の支出割合が高い。との答弁がありました。その後、請願を採択することに反対、賛成、双方の立場での討論が交わされ、経過といたしまして、起立採決の結果、請願第1号は不採択すべきものと決定いたしました。合わせて意見として願意に沿いがたい。との意見を決定いたしました。以上申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 次に、議案第46号平成20年度美唄市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第49号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）の以上4件について、土井予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長土井敏興議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案46

号平成 20 年度美唄市一般会計補正予算(第 2 号)、議案第 47 号平成 20 年度美唄市老人保健会計補正予算(第 2 号)、議案第 48 号平成 20 年度美唄市介護保険会計補正予算(第 1 号)及び議案第 49 号平成 20 年度市立美唄病院事業会計補正予算(第 4 号)の以上 4 件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果を一括してご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 18 日、委員会を招集して審査をいたしました。

まず初めに、議案第 46 号に対する質疑・答弁のうち主なものについて申し上げます。

初めに、集出荷貯蔵施設の建設に伴う費用対効果の考え方、及び今後の施設運営方法について、との質疑に対し、アスパラ作付面積が年々拡大しており、集荷量もそれに伴い平成 17 年に 122 トン程度だったものが、平成 19 年には 161 トンに延びている、今後も作付面積を伸ばす考え方をもっている、また、施設運営については農協が自主的に運営するものである、との答弁。

次に、生小麦分析計は何台入ることになるのか、との質疑に対し、農協単位とした中で 1 台の導入を予定している。との答弁。

次に、なぜ、市の予算に載せるのか直接行なうべきではないか、国からの指示があったのか、との質疑に対し、国の実施要領に基づき交付するものである、との答弁。

次に、アスパラ生産量が増加する 0.

4 トンはどのような単位なのか、また、アスパラの集荷場は今までも使われてきたが、新しい場所に建てるのか、との質疑に対し、単位は 1 日当たりで、現在の施設を改修して新しい施設を整備する、との答弁。

次に、1 日の処理能力が増えるということだが、今後のアスパラの生産量の伸びはどうなるのか、との質疑に対し、面積で平成 17 年の 45 ヘクタールから平成 19 年では 50 ヘクタールと増えており、今後も毎年 5 ヘクタール程度増やそうと美唄市農協は考えている、との答弁。

次に、手作業が機会化されるということだが、人員はどうなるのか、との質疑に対し、1 日平均 50 人いるが、新たに設備が入ると 5 人程度減の見込みである、との答弁がありました。

次に、議案第 48 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、参加者の人数と事業の推移を具体的に伺う、との質疑に対し、平成 18 年、19 年は実人数で、各 78 名の参加で、予防事業スタート時の平成 16 年は 23 名、平成 17 年は 33 名の参加があった。との答弁。

次に、分析はコンサルにあずけるのか、との質疑に対し、コンサルではなく、職員で考えている、との答弁がありました。

次に、議案第 49 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、新たに導入する機器について、労災病院が使っている機械をそのまま引き受けてやるという話もあったが、考えているのか、また、企業債でやりたいという話だが、第5次健全化計画進行中の中、企業債を借りるということが可能なのか、さらに、このことによって、収支の見込をどのように押さえているのか、また、患者が増えることにより、医者や機械を動かすための技師、看護師などの人の手配はどうなるのか、との質疑に対し、医療機器の譲渡については、内部で協議をした経過もあるが、メーカーが違うため、危険を伴うこともあり、透析の監視装置等については、新規に更新を含めて導入する考えである。

収支見込については、現在、脊損センターに13名の患者さんが治療を受けており、その内、当院に転院される予定の12名が治療した場合の収支をシミュレーションしており、この場合、単年度の収支は12名の方の医療費治療費ということで約4,890万円程度になり、それに関わる費用、医療機器のリース代、人件費、増加となる材料費などを見込んで、単年度での純利益を約1,600万円程度発生するものと見込んでいる。

また、企業債の可能性については、現在、第5次健全化計画を実施中であり、起債の発行は大変厳しい状況にあるが、本市における透析患者の治療の実態、必要性など、国に対して強く訴え発行に努力していきたい、

また、医師については、引き続き大学からの医師が派遣されることになり、技師や看護師などについては現場とも調整をしながら検討していきたい、との答弁。

次に、患者さんで美唄から市外へ出て透析を受けている方の数は把握しているのか、また、人の手当の問題については関係職員団体との協議も手落ちなく行なうべき、との質疑に対し、現在、美唄から他の市町村などに通院されている方については調査していない、職員配置については、業務量も増えることから現場との協議を行い、組合とも十分協議し、全体的に治療に支障のない体制を作り上げていきたいと考えている、との答弁。

次に、この改修事業を行なった場合、何名くらいまで患者さんを受け入れることができるのか、との質疑に対し、透析機械7台を増設することによって、全部で23台の監視装置の台数になり、現在、行なっている完全2部制で実施すると、最大で92名までの対応ができる計算になるが、緊急時への対応や機械の保守等も考慮し、2台を備えとして、21台で稼働させるという考えである、

このため、受け入れ可能患者数は最大で84名となる、との答弁。

次に、単年度の収益として1,600万円との説明だが、見通しはどうか、との質疑に対し、脊損センターからの患者さんを受け入れるという計画であり、患者さんの人数は考えている範囲で来

て頂けるものと考えている、

また、透析患者さんはこれからも病気の関係で新たに透析を始めるという方もいるので、今回改修をして市内の患者さんについては最大限受け入れたいという方針であり、収入の見込等に大きな変動はないものと考えている、との答弁がありました。

なお、議案第47号については質疑がありませんでした。

結果といたしまして、議案第46号ないし議案第49号の以上4件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長林 国夫君 これより議案第44号及び議案第45号の以上2件について一括質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶものあり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第44号美唄市監査委員条例の一部改正の件及び議案第45号美唄市消防団委員等公務災害補償条例の一部改正の件**の以上2件については、委員長報告のとおり決定

されました。

●議長林 国夫君 これより、請願第1号について質疑を行ないます。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ただいまの産業・厚生委員会の委員長の請願第1号審査の結果についての報告を伺いました。請願者の趣旨についての説明があつて、その後、請願者に対する質疑があつたということで、その内容はただいまお聞きをいたしました。その後、反対・賛成の討論があつて採決結果、不採択という結果だと、こういうご報告でありました。私はこの請願が10日の初日に提案されたときから内容を十分に読ませていただきましたが、現在、この後期高齢者医療制度の問題について、随分大きく4月から話題になり、さまざまな意見が取り上げられる、大きな国民的な関心と呼ぶ内容になっている。直近のところというと、昨日の北海道新聞の夕刊にも作家の高村薫さんが、官僚の仕事の問題点、この官僚の仕事の行き着くところが、この後期高齢者医療制度ということで厳しく指弾をしておりました。こういう見方があるんだなということで、私も読ませていただいたわけです。

それで、ただ今の報告で言いますと、私が請願の内容を読ませていただいて自分なりの判断をして見たところ、不採択という結論については、私は納得しがたいという思いで今お聞きをしました。それで、賛成反対の討論があつたということでございますので、これについて、

委員長の方に改めてその討論内容をお尋ねをしたいということです。

●議長林 国夫君 紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員 産業・厚生委員会の審査の経過の中に、質疑・討論、そして、採決とこういうことになるわけですが、恣意を挟まず、何も足さず何も引かず、このことを客観的に事実の中身をお答えしなきゃならない立場にあります。

大ざっぱな整理はしているつもりですが、本会議でのご指摘ですので、少しく時間をいただいて、答弁をさせていただきたい。答弁準備に30分程度はかかるんじゃないかと、その間に整理をさせていただきたいと思いますので、議長において議事整理をお願いしたいと思います。

●議長林 国夫君 ただいま、答弁準備のため、30分くらい必要ということです。30分暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時22分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの、米田良克議員の質疑に対する紫藤委員長の答弁から入ります。

紫藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長紫藤政則議員 私の委員長報告に対する米田議員の質疑にお答えをいたします。

委員会でありました討論につきましては、4本ございまして、採択することに賛成の立場の方が2人、採択することに反対の立場の討論が2人、合計4名の方の討論がございました。

順序は採択することに反対の立場を最初にやりまして、次に賛成の立場の方、そして、その次に反対の立場の方、最後に、賛成の立場の方、交互に討論が行われました。一字一句きっちりお答えするという準備ができませんでした。趣旨を違えないように要旨について、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず最初に請願を採択することに反対の立場の方でございます。国の骨太方針による2,200億円の削減のこともあり、後期高齢者医療制度の廃止により、同じように負担をしなければならない問題が出る。介護・保険・年金を含めて、社会保障全般を議論する必要から、この制度だけ廃止・撤廃ということにはならない。

次に、賛成の立場でございます。この制度は、姥捨て山と言われ、名前を変えたり修正では解決しない。問題点は1つ、高齢者を仕分けすること、2つ、将来の保険料への不安があること。3つ、参議院で廃止法案が可決されていること。4つ、自公による強行採決によりできた制度である。5つ、山口2区補選、沖縄県議会議員選挙の結果を見ても国民の不満が爆発していること。6つ、国の手直し策は急ごしらえで説得力がないこと。これらの理由により、この制度そのもの

に問題がある。という趣旨であります。

次に、採択することに反対の立場の討論ですが、国会における可決の経緯よりも、医療制度の観点から制度の必要性を訴えたい。この制度は、75歳以上の方々の医療を国民みんなが支える仕組みだ。生活を支える医療を提供していくもので、都道府県単位で同水準の負担、同じ保険料となり、公平に負担し合う仕組みである。制度に問題点があることは承知をしているが、国から制度の見直しが出ているので、これは推移を見守っていききたい。新たな老人医療制度を充実させるためにも、制度の必要性を認めたい。という趣旨。

最後、これは採択することに賛成の立場でございますが、沼田町議会では、町からの説明会ののち、町民の不安が増し、町議会で国会での審議不十分のままで、2006年強行採決されたことを、そして、75歳以上の国民を年齢で差別することに、反対の意見書が提出をされた。また、医療現場には溪仁会西円山病院長峯廻攻守さんも医療現場の立場で、医療差別を持ち込むこの制度への反対の声を上げている。私も同じ考え方に立っている。以上が討論で4人の方の要旨でございます。

●議長林 国夫君 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

2番、森川明議員。

●2番森川明議員（登壇） 委員長報告に反対の立場で討論に参加をいたしま

す。

姥捨て山と言われるこの制度ですけれども、政府与党は名前を変えたり、また一部分の改善策を講じたりしていますけれども、きっぱり廃止をしなければ、国民、道民、市民は納得しないと思います。テレビの討論を見ましても、新聞のアンケートを見ましても、反対理由がなぜ75歳で線引きをするのか。元々前期とか後期とかという判断はおかしい。また、将来の保険料は一体どうなるのか。不安が募っているという事で、保険料や医療費が上がって生活ができない。今まで受けられた医療助成制度とか、受けられなくなる。消えた年金が解決をされないうちに、さっさと年金が天引きをされている等々、不満の反対の大合唱が見られるわけです。

既に廃止法案が参議院は野党の賛成多数で可決をされ、政府与党は世論の批判で、保険料減額などの見直し案が出されました。改善策の内容を見てみますと、年金収入80万以下世帯の保険料の9割軽減、同じく、年金収入210万程度以下の所得割の軽減など、根幹は維持して批判の鎮静化を待つという考えです。とても説得力のある説明はしておりません。いわゆる国民の目線で考えたとは到底考えられないわけです。元々郵政のみの解散した小泉の負の遺産で、当時ほろくに説明もせずに、305議席で強行採決をした。こういう代物です。

2006年医療制度改革で今年の4月導入が決定されたものであり、制度の

理念そのものが根本から間違っていると思うわけです。第1回目は4月の15日に徴収されましたが、元々リスクの高い人、高齢者を別制度にすることはリスク原理であり、保険としては成立しないわけです。6月12日、先ほどの年金収入で、年80万以下、低所得の世帯の保険料9割軽減などを柱とした運用改善案を、政府与党は正式に決定しました。6月13日には、2回目の保険料天引きが行われましたが、長寿医療という表現が既に使われ、多くのひんしゅくを買いました。さらに早くも過大徴収をされた例が、全国40市町村、2,753件。道内は登別、伊達市が両市で33件もあったと伺っております。衆議院、山口2区の補選や沖縄の県議会での敗北が、この改善策の急ごしらえで、厚生労働省の説明で7割も負担が軽くなると言っていたのですが、説得力のないものそのものです。

むしろ、恣意的な説明の矛盾を追求されなければなりません。ましてや一昨日判明した、厚生労働省の実施した後期高齢者医療制度の保険料調査に、道内分全容を見てみますと、低所得者層30市で負担増となっている。美唄市も恐らく入っているようです。低所得者層に負担が集中している実態が浮き彫りになったわけです。当初説明では、低所得者層は負担が軽くなる傾向という、そういう基本であったわけですが、早くも矛盾が出てきました。

厚生労働省は低所得者層対策で負担

減は道内で82%、全国で75%になると言っていましたけれども、実態は違うのです。調査対象の負担増、これまでサラリーマンの扶養を受けていた約200万人、北海道は7万6,000人が含まれていません。このように不意をつくような応急策を認めることができません。本日の北海道新聞を見ますと、市町村ごとに異なる被保険者の所得分布を無視し、都道府県別の平均値を一律に当てはめた計算をしていた。調査の信憑性、実情が反映していないというふうに書かれておりました。

これ等は、社会的に弱者と言われるお年寄りを大切にする配慮の欠如のあらわれです。北海道は他地域に比べ、経済状態が厳しく悪い、そういう世帯が多く、また、地域医療も危機的状況にある。年金から天引きされる保険料制度の導入、その不満が2回目でさらにも爆発している、こういう状況です。

お年寄りの生活が辛いとため息が漏れている姿に直視してみますと、永年の社会貢献にふさわしい高齢者が安心して暮らせるよう、安心して医療を受けられるように。負担が増え、増大させるこのいじめの政治なのです。最後に以上の考え方を申し上げまして、議員の皆様方の賛成していただくことを思い、願い、委員長報告に反対の立場の討論を終わりたいと思います。

●議長林 国夫君 4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました、請願第1号後期高齢者医療制

度の中止・撤廃を求める請願の件につきまして、討論に参加させていただきます。

結論から申し上げて、私の立場は委員長報告に賛成であります。以下、若干の理由を述べさせていただきます。

私はこの後期高齢者医療制度の観点から述べさせていただきますと、後期高齢者制度は、これまで長年社会に貢献されてきた75歳以上の方々の医療を、国民皆で支える仕組みと聞いております。長寿を迎えられた方々ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、治療の面からだけではなく、生活面も念頭に置いた医療、すなわち生活を支える医療を提供しております。

また、この仕組みは給付の5割を公費で投入すると共に、現代世代の加入する医療保険から4割を仕送りし、高齢者の医療を国民皆でしっかりと支える仕組みでございます。高齢者ご自身の保険料は、全体で従来と同水準の医療給付費の1割となるようにしております。

これまでは加入する制度や、市町村によって保険料額に違いがありましたが、これからは同じ都道府県で同じ所得であれば、原則として同じ保険料になり、お一人お一人に公平に保険料の負担をお願いするものであります。

また、この問題は財源の問題もあり、単に医療保障制度だけではなく、社会保障制度全般にわたる問題であり、国のむだ遣いや道路財源一般化の問題、さらには消費税全般にわたって見直しが必要と予想される事で、多くの国民や関係機関より、さまざまな指摘をされておりますが、国の見直し案などが検討され、議論されているさなかであり、今後にお

ける国の動向も見きわめることが必要と考え、中止・撤廃には賛成できないとの考えを示すところでございます。

以上申し上げまして、委員長報告に対しての賛成討論といたします。

●議長林 国夫君 1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願について討論に参加いたします。

私の立場は委員長報告に反対、原案に賛成です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度については、新聞各紙の世論調査でも、この制度を評価しないと答えた人が、7割を超えるなど、世代を超えて国民の圧倒的多数が批判を高めています。全国の都道府県医師会のうち、6割以上が反対や批判の態度を表明するなど、医療関係者からも反対や中止を求める声が広がっています。

自民・公明政権は、国民的議論をせず、法案は強行採決で成立させ、大きな怒りと不安にも耳をかさずに、実施を強行したという後期高齢者医療制度強行の大失政を厳しく反省すべきです。そして小手先の見直しで、この高齢者差別制度を延命させるのではなく、きっぱり廃止すべきです。政府は財源がないと言いますが、廃止しても3月までの制度に戻すだけですから、新たに大きな財源が必要になることはありません。大体、財源を理由に、高齢者を差別する医療制度を導入することが間違っているのです。

日本が世界に誇る長寿国であり、高齢者人口が増えることは今初めて言われ出したこと

ではなく、何十年も前から言われていたことです。歳入歳出を徹底的に再検証し、大企業や高額所得者への減税を見直し、むだな公共事業を取りやめ、他国の軍隊よりも自国の社会保障にお金を使うなど、政治の姿勢さえ変えれば、消費税に頼らなくても安心できる医療、年金、介護など、社会保障とそれを支える財源をつくることができます。また、この制度は広域連合という仕組みをとっておりますが、同じ広域連合と言われましても、この広い道内、同じ負担となっていましても、医師の数には大きな開きがあることから、無理がある制度と言えます。存続させればさせるほど、国民を苦しめることになる、後期高齢者医療制度は、請願第1号の原案どおり中止・撤廃するしかありません。

以上申し上げまして、討論を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**請願第1号後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求める請願**は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 これより、議案第46号ないし議案第49号の以上4件について一括質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶものあり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第46号平成20年度美唄市一般会計補正予算(第2号)ないし議案第49号平成20年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)の以上4件**は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第3、議案第50号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君(登壇) ただいま上程されました、議案第50号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、小島光穂委員が9月1日をもって、任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、小島光穂氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明のありました議案

第 50 号について、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 50 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第 4、美唄市農業委員会委員推薦の件を議題といたします。

本件は 7 月 19 日に任期満了となることに伴い、推薦するものであります。

お諮りいたします。

推薦すべき本委員会委員の数を 1 人とし、その推薦の方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

美唄市農業委員会委員に五十嵐聡議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました五十嵐聡議員を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました五十嵐聡議員を美唄市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

●議長林 国夫君 次に、日程の第 5、意見書案第 5 号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書ないし日程の第 12、意見書案第 12 号郵政民営化の見直しを求める意見書の以上 8 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 5 号ないし意見書案第 7 号の以上 3 件について、8 番、米田良克議員。

●8 番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 5 号ないし意見書案第 7 号の以上 3 件につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国による公的森林整備の推進と
国有林野事業の健全化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中

で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成 18 年 6 月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19 年 12 月）」に基づき 19 年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところであります。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請します。

記

1. 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整

備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3. 水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保

4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

義務教育の無償と国庫負担制度の堅持等教育予算の確保・拡充を求める意見書

憲法第 26 条は教育の機会均等と義務教育無償の原則を定め、全ての国民に義務教育を保障することは、国の重要な責任です。このことから、全国のどの地域でも、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方をしぼる制度ではありません。すでに 30 人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行なわ

れ、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が1／2から1／3に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に表れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差を生じさせてはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化に伴い、道内市町村では、認定基準や支給額の変更を余儀なくされているのが現状です。これらの現状は、美唄市においては特に顕著で危機的な財政事情から教育予算の削減が続き、そのしわよせは学校現場、父母、児童生徒に及びすでに限界に達しているといえます。

さらに北海道では、広大な地域に小規模校が点在し、離島などの多くのへき地を有し、全国的教育水準との格差だけでなく、市町村間での格差が危惧され、政府の主張する国の関与見直しが、地方の教育水準の低下をもたらす恐れがあります。そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・拡充させる必要があります。

07年度には、教育関係団体で結成された実行委員会も関係機関への要請行

動を行なうなど、教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の強い願いです。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を1／2に復元すること。「交付金化」や「一般財源化」を行なわないこと。
2. 憲法の理念である義務教育費無償を実現するため、保護者負担がゼロとなり、学校施設整備費、就学援助・奨学金、図書費など、国の責任で教育予算の確保・拡充をすること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と、ゆとりある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月19日

北海道美唄市議会

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築と北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

パート、派遣労働者などの非正規労働者は、現在、労働者全体の3分の1を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワー

キングプアなどが増加し、年収２００万円以下の就労者が１，０２３万人と、２１年ぶりに１０００万人を超え、生活保護世帯も１０７万世帯までに増大しています。北海道でも約９２，４００世帯となり増加傾向にあり、かつて多数を占めていた中間層が二極化し、格差拡大にとどまらず、今や貧困問題が深刻な社会問題となっています。

美唄市の現状は、非正規労働者３，４８２人（３８．３％）、年収２００万円以下の主たる給与所得者が５，４５０人（７２．３％）、生活保護世帯が６０８世帯（３０．２パーミリ）であり、雇用・賃金・生活保護いずれの面でもより深刻な状況を呈しています。

こうした中で、国民年金や国民健康保険の未納者増大に示されるように、わが国の社会的セーフティネットの中核をなす、社会保険制度から排除される貧困層が増大しており、また、低所得、貧困層の「最後の砦」であるべき生活保護制度も稼働年齢などを理由に申請自体を拒否されるなど、本来の機能を果たしていません。まさに雇用、社会保険、公的扶助による社会的セーフティネットが機能不全に陥っていると言わざるを得ません。

こうした状況を放置すると、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか、総合研究機構が研究報告で明らかにしている通り、無年金者が増大し、１９兆円を超える生活保護費の追加負担が将来発生することとなります。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築がいま求められています。

つきましては、わが国社会の持続発展と社会的セーフティネットの再構築による福祉社会の確立と健康で文化的な生活水準確保のための北海道地域最賃の大幅な改善のため、下記の政策の確立・実施を求めます。

記

- １．パート、派遣労働者など非正規労働者への社会保険、労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネット再整備の機能強化を図ること。
- ２．雇用保険と生活保護制度との中間に、新たな「就労、生活支援給付制度」（社会手当）を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など就労・自立支援を行なうこと。
- ３．就労困難な障がい者の所得保障を確立すること。
- ４．住宅補助や医療、介護費補助制度の新設（住宅扶助、医療扶助の社会手当化、単給化等）を含め、生活保護制度の「最後の砦」として十分機能を発揮できるよう「生活保障制度」として抜本改革を行なうこと。
- ５．北海道の最賃は昨年度の改正で１０円引き上げられたものの、月額で１１

3千円、年額で1,364千円であり、暮らせる水準にはほど遠く、経済的に自立可能な水準に大幅に引き上げることに。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に意見書案第8号について、4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第8号について案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「米の消費動向等調査」

再開を求める意見書

農林水産省は、2007年度を以って「米の消費動向等調査」を廃止したと発表し、合わせて、毎月公表してきた「米の1人1ヶ月当り消費量」もやめるとしたが、その理由は、統計業務の効率化と総務省の家計調査等で把握が可能とされていますが、公表内容を見ると、米への支出金額と購入量のみで、肝心の消費量が入っていないのが実態であります。

2007年度食料・農業・農村白書においても、食料需給が逼迫の度を増し、

予断を許さぬ国際情勢下にあると指摘し、国外依存度が極度に高い日本の現状に警鐘を鳴らし、39%まで低下した自給率を高めるため、戦略的な取組み強化の重要性を提起しています。

政府の「食料の未来を描く戦略会議」も、米などの国産農産物を消費することの重要性を指摘し、しかも、食料自給率の向上のみならず健康増進や農村活性化、ひいては地球環境保全などの観点からも望ましいと国民向けの提言をまとめ、福田首相に手渡しています。

今、まさに国民運動として、さらなる「朝ご飯キャンペーンなど米の消費拡大推進」を図る矢先に、主食の消費に関わる基礎的データが失われることで、生産・流通段階に極めて大きな影響を及ぼすこととなり、不安定要素拡大に拍車がかかるのは必定であります。

美唄市においても、基幹産業である農業の中で、中枢をなすのは「米」であり、農業者はもとより関係機関が一体となり、消費者の動向を踏まえ、より品質の高い安全なおいしい米の生産に努め、安心と信頼を勝ち取るべく最善の努力を重ねているさなかであり、こうしたときに、調査の廃止は、今後の安定生産の根幹を揺るがすものであります。

よって、「米」の将来にわたる安定した需給バランスを堅持するためにも「米の消費動向等調査」を速やかに再開するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に意見書案第 9 号及び意見書案第 10 号の以上 2 件について、2 番、森川明議員。

●2 番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 9 号及び意見書案第 10 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の主な要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで国の財政責任が極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロ

セスに地方が参画するもとで、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

については、地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向にそった自治体運営を行なうことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、次の事項の実現を図られますよう強く要望します。

記

1. 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化をはかること。
2. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保をはかること。
3. 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行なうこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

地域医療の確保に関する意見書

現在、自治体病院をはじめとする全国

の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと・診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっています。特に、診療科の偏在については、産科・小児科以外の診療科においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっています。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけています。

美唄市においては、市立美唄病院の医師不足や危機的な台所事情から、産科や内科の入院診療が出来ず、市民の医療ニーズに応えることのできない深刻な地域医療の実態があります。

この様な中、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率をめざすものとしています。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は診療報酬のマイナス改定、更には地方での医師不足の深刻化や少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになります。

については、地域医療は住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国の政策として対策する必要なことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望します。

記

1. 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講じること。
2. 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
3. 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
4. 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
5. 地域医療において、地域住民誰もが、いつでも、どこでも医療機関にかかり必要とされる医療を受けることができるよう、国政が責任ある政策を講じること。
6. 地域医療を担う自治体病院に対し、繰出し基準の改善とそれに見合う各自治体への交付税措置の改善を図る財政措置を講じること。
7. 自治体病院の安易な廃止・民間移譲、地方独法化、指定管理者制度の導入などの指導・誘導をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 次に意見書案第 11 号及び意見書案第 12 号の以上 2 件について、1 番、吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 11 号及び意見書案第 12 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

食料自給率向上に向けた 農業政策の見直しを求める意見書

食料をめぐる内外の情勢は激変し、国連食糧農業機関（FAO）によると、この 3 月以来、多くの途上国で、「食料が足りない」「高騰して買えない」事態が広がり、国連の世界食糧計画（WFP）も、30ヶ国が食糧危機となり、うち23ヶ国が「深刻な情勢」と警告しているほどです。農水省の「海外食料需給レポート2007」は、世界の穀物在庫率（年間消費量に対する期末在庫量の割合）が14.7%まで低下、この40年間で最低になり「危険水域」と報じています。これは、①新興国・途上国の人口増加と経済成長による需要増大、②バイオ燃料ブームによる原料穀物に対する爆発的

な需要増加、③地球温暖化による生産の不安定化などが原因とされ、一時的なものでなく長期的、構造的なものです。このため、穀物輸出国は、相次いで輸出規制に乗り出しています。

いまや、「食料は安い外国から買えばよい」という時代ではなくなりつつあります。ところがわが国は、食料自給率を先進国の中でも異常な39%、穀物自給率を27%まで低下させてきたのです。にもかかわらず、政府は今年も輸入自由化、生産者価格は市場任せを前提に、中小農家や小集落を農政の対象から排除する農政を続けようとしています。これでは食料自給率はますます低下し、国民の食と農の不安に 대응することはできません。

いま必要なことは、日本農業と農村に活力を取り戻し、消費者国民の豊かな食生活と健康を保障するためにも、また、食料不足とその価格高騰に苦しむ発展途上国の人々との真の連帯のためにも、食料自給率向上と日本農業の再生に踏み出すことです。

よって、政府に、いまこそ農業経営の持続可能な条件を保障するために、コストを償う生産者価格の保障と多面的機能を評価した所得補償の抜本的な充実、多様な担い手への支援の充実、食料主権の確立など、自給率向上と日本農業再生に向かって、農政の見直しに踏み出すよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

郵政民営化の見直しを求める意見書

136 年にわたって国営の公共事業として、国民生活に不可欠なサービスを提供してきた郵政三事業は 2007 年 10 月 1 日に民営・分社化されました。

「構造改革の本丸」とされた郵政民営化法は、「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局ネットワークの維持」をめぐり一度は廃案になったものです。

政府は、2005 年の郵政国会で「民営化でサービスは向上する」「地方の郵便局は守る」「郵便局ネットワークは維持する」と答弁し国民に約束、そのための努力を付帯決議に盛り込まざるを得ませんでした。また、与党は郵政解散による総選挙では、民営化すれば「村に若者が帰ってくる」「村が活性化する」と全国で大宣伝を行いました。

しかし、民営化後の地方紙には、「郵政国会ではサービス低下はしないと何度も約束したはずなのに、近くのポストが突然撤去された。集配も 4 回から 1 回に減らし、集配局を無集配局化したり手数料を上げたことについて、どう説明するのか」との声が掲載されるなど、政府の「サービスの維持」の約束は守られていません。

利用者の声が指摘するように、民営化に向けた効率化で 1048 の集配郵便局の再編・統合が強行され、10 月 1 日

現在の A T M の撤去が 678 台、簡易郵便局の閉鎖は 417 局にのぼり、ゆうちょ銀行サービスの郵便小為替が 10 倍の手数料になるなど軒並み引き上げられ、収集回数の削減や収集ポストの撤去が実施され「地方切り捨て」がいつそう進みました。美唄市においても、A T M の撤去やポストの減少等が現実の問題となっております。

郵政民営化法は 3 年ごとの見直しを義務付けていますが、民営化の現実には「郵便・金融のユニバーサルサービスと郵便局のネットワーク」の分断を推進しています。3 年ごとの見直しを待つまでもなく、実態に即した見直しをはかるよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長林 国夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第 5 号ないし意見書案第 12 号の以上 8 件については別に発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第 5 号国による公的森**

林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書ないし日程の第 12、意見書案第 12 号郵政民営化の見直しを求める意見書の以上 8 件は、原案のとおり決定されました。

●議長林 国夫君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成 20 年第 2 回定例会は閉会いたします。

正午 12 時 23 分 閉会